

# 議会改革検討委員会の検討結果について（中間報告）

平成18年9月

羽村市議会 議会改革検討委員会

## 目 次

I はじめに	2
II 中間のまとめ	
1 市民とともに歩む議会	
(1) 議会報告会の実施について	4
(2) 議会モニター制度の設置について	4
2 情報を発信する議会	
(1) 議会だよりの充実について	5
(2) 議会ホームページの充実について	5
3 自立した、活力ある議会	
(1) 各常任委員審議における、公聴会・参考人制度の活用について	6
(2) 委員会における請願・陳情審査に、提出者の説明を求められる よう委員会条例を改正することについて	6
(3) 陳情審査に、参考人を招致することについて	6
(4) 議会用語のさらなる見直しについて	6
(5) 傍聴者を増やすための工夫について	7
(6) インターネット、CATVによる議会放映について	7
4 改革を進める議会	
(1) 特別委員会のあり方について	8
(2) 議会として危機管理体制を整えることについて	8
(3) 議会車について	8
5 検討課題の追加について	9
6 審議経過、委員名簿	10
7 羽村市議会改革検討委員会要綱	11

## I はじめに

羽村市議会では、平成 16 年に議会改革検討委員会を設置し、議長の諮問を受け、分権時代にふさわしい議会運営のあり方について検討を行いました。そして、その検討結果の報告に基づいて議会改革を推し進め、一定の成果を見たところです。

しかし、住民自治に根ざした地方分権を進める上で、議会の機能の充実を図ることなど、議会の活性化は依然として重要な課題であります。

また、国においては、第 28 次地方制度調査会の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成 17 年 12 月）」を受け、「地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置」「議会制度の見直し」「中核市制度の見直し」などを内容とする地方自治法の改正が行われたところです。

地方議会を取り巻くこうした動きを受け、羽村市議会は引き続き議会改革を進めるため、平成 17 年 12 月に第 2 次の議会改革検討委員会を設置しました。

このたびの議会改革では、そのメインテーマを

**「より開かれた、わかりやすい羽村市議会」とし、**

サブテーマとして以下の 4 つを据えました。

- ・ **市民とともに歩む議会**
- ・ **情報を発信する議会**
- ・ **自立した、活力ある議会**
- ・ **改革を進める議会**

検討にあたっては、各会派から改革・改善すべき事項について提案を受け、上記 4 点にそって検討事項の整理を行いました。

この結果、第 2 次の検討事項は 26 項目となり、各検討項目をその検討期間ごとに短期・中期・長期の 3 期に分類し、短期的検討事項から順次検討を進めてまいりました。

すべての項目について最終的な結論を得るには、さらに時間を要すると思われるので、現時点において結論を得て着手できる項目について、ここに中間報告としてとりまとめ提出するものです。

議長におかれては、この報告に基づき、市長部局との調整を図るなど、さらなる議会改革の実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

**【検討事項】**

区 分	検 討 項 目 ・ 事 項	報告区分	
市民とともに歩む議会	議会報告会の実施について	中 間	
	議会モニター制度の設置について	中 間	
情報を発信する議会	議会だよりの充実について	中 間	
	議会ホームページの充実について	中 間	
自立した、活力ある議会	各常任委員会で、所掌事務の報告を受けることについて	最 終	
	各常任委員会審議における、公聴会・参考人制度の活用について	中 間	
	委員会における請願・陳情審査に、提出者の説明を求められるよう委員会条例を改正することについて（提案理由を説明する機会を保障する条文の規定）	中 間	
	陳情審査に、参考人を招致することについて	中 間	
	常任委員会の設置のあり方について	最 終	
	議会の招集権を市長から議長に移すことについて	最 終	
	一般質問における一問一答方式について	最 終	
	一般質問答弁書を、質問当日に質問者へ配布することについて	最 終	
	議会用語のさらなる見直しについて	中 間	
	傍聴者を増やすための工夫について	中 間	
	議案の提出要件の緩和について	最 終	
	インターネット、CATVによる議会放映について	中 間	
	改革を進める議会	会議録作成の IT 化について	最 終
		政務調査費を個人支給とすることについて	最 終
一人会派の件について		最 終	
会派代表会議のあり方について		最 終	
代表者会議を廃止し、全員協議会に統一することについて		最 終	
特別委員会のあり方について		中 間	
議会として危機管理体制を整えることについて		中 間	
議員控室の充実について		最 終	
「政策研究会」の開催について		最 終	
議会車について		中 間	

凡 例：中間＝今回報告、最終＝18年度末までに報告予定

## Ⅱ 中間のまとめ

### 1. 市民とともに歩む議会

#### (1) 議会報告会の実施について

開かれた議会、議会と市民が協働したまちづくりを進めるため、議会活動や市政に関する市民への情報提供、市民の市政に対する意見や要望などを直接聴取する場としての議会報告会の開催について検討した。

検討にあたっては、議会報告会を実施している議会の情報収集に努め、議論を重ねた。

#### 検討結果

##### ○ 長期的課題として引き続き協議することを提言する。

議会報告会は、開催時期、報告内容、開催の形態など、統一したあり方を定めた上で実施することが必要であり、今後、十分に調査・研究を行うべきであるとする意見と、開かれた議会を目指すのであれば本年度中にも開催すべきとの意見があった。

報告会開催そのものを否定する意見はなかったが、具体的な方法についてはさまざまな見解があり、統一した実施案を得ることはできなかった。したがって、開催することを前提に調査・研究を行い、来年度以降の長期的課題として取り組むことが必要であるという結論に達した。

#### (2) 議会モニター制度の設置について

議会における市民との協働、市民参画を進めることを目的に、議会運営などに関する市民の意見、提言を得る仕組みとして議会モニター制度の設置について検討した。

#### 検討結果

##### ○ 長期的課題として引き続き協議することを提言する。

議会モニター制度の主旨や意義は議会における市民との協働、市民参画を進めるものであるが、モニターの選考方法の検討や、議会運営への市民参画の手段としてモニター制度以外の充実も必要であるとの意見があり、調査・研究を行い、長期的課題として取り組むことが必要であるという結論に達した。

### (1) 議会だよりの充実について

議会の情報を発信する手段として議会だよりの役割は大きい。議会改革検討委員会では「議会だより編集委員会」の考え方を尊重していくことを原則とすることを確認した。これを受け、現在、編集委員会を中心に、市民にとって「わかりやすい」「読みやすい」「親しみやすい」議会だより発行に取り組んでいるが、さらに議会から市民への情報提供を進めていく必要がある。

#### 検討結果

#### ○ 議会だより編集委員会を中心に改善を継続していくことを提言する。

今回、改革検討項目に「議会だよりの充実」が掲げられ、検討委員会として編集委員会に対して議会だよりの充実に向けたさらなる取り組みを要請したところである。

編集委員会では議会報の編集状況について他議会の視察をしたほか、紙面づくりに積極的に参加し、具体的な紙面の改善に向けた検討を行った。こうした経緯を経て、平成18年5月15日発行の議会だよりからは、一般質問への一問一答方式導入にあわせて、議会だよりも一問一答形式で編集し、その原稿についても議員自らが作成することとした。また、2色刷り印刷への改善も行ったところである。

今後も、「わかりやすい」「読みやすい」「親しみやすい」議会だよりとなるよう、編集委員会を中心に進めていくことを提言する。

### (2) 議会ホームページの充実について

議会ホームページについては、第1次議会改革の中で掲載メニューの充実や議長交際費の支出状況の公開などを行い、市民への情報提供を進めるため多くの情報を掲載するよう改善し、充実を図ってきた。

第2次の議会改革では、さらなる情報提供を進めるため、議会ホームページに本会議以外の委員会、全員協議会等の会議録を掲載することについて検討した。

#### 検討結果

#### ○ 議会ホームページは、市民への情報提供を進めるため、今後も充実させていくことが必要であるが、本会議以外の委員会、全員協議会等の会議録については、公開すべきではないとの考え方もあり意見の一致を見なかった。このため、当面、現状維持としていくことを提言する。

議会ホームページの内容については、第1次議会改革で先進団体の例などを参考にできる限り拡大・充実させることを提言し、その結果、大幅に内容が充実されたところである。本会議以外の委員会、全員協議会等の会議録については、ホームページに全面的に公開すべきという意見と、会議自体が「制限公開」であることから、閲覧希望者に公開している現行の方法を継続し、ホームページなどには公開すべきではないとする意見があり、委員会として意見の一致をみなかったため、当面、現状どおりとすることが望ましいと判断した。

- (1) 各常任委員会審議における、公聴会・参考人制度の活用について
- (2) 委員会における請願・陳情審査に、提出者の説明を求められるよう委員会条例を改正することについて（提案理由を説明する機会を保障する条文の規定）
- (3) 陳情審査に、参考人を招致することについて

上記(1)から(3)については関連があるため一括して検討を行った。

公聴会制度は、委員会における重要案件の審査をより周到に行うため、直接市民の意見を聴き、それらを審査に反映させるべく設けられた制度である。また、参考人制度は、平成3年の地方自治法改正により、新たに簡便な手続きで民意を直接聴取する方法として制度化されたものである。

公聴会制度、参考人制度ともに現行法令の中で委員会に認められた制度であるが、委員会における審査に利害関係者や学識経験者の意見を求めることは、より充実した審査が可能になり、市民の意見を的確に把握し施策に反映させることにもつながることから、その活用について検討した。

#### 検討結果

- 参考人制度については、委員会において検討し活用を図っていくことを提言する。

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る観点から、公聴会、参考人制度の活用が期待されるところである。

公聴会制度は手続きが複雑である等の制約があり、容易に活用することは難しい面がある。一方、参考人制度については現行の規定でも導入・運用が図れることから、委員会での議論や検討に基づき、必要な場合には活用を図っていくことを提言する。

なお、今回改正された地方自治法では、「専門的知見の活用」として、議案の審査等に関する調査のため、必要な専門的事項にかかる調査を学識経験を有する者等にさせることができる、とする規定を新たに設けている。今後これらの制度の活用も図るべきである。

- (4) 議会用語のさらなる見直しについて

議会用語の見直しについては、第1次議会改革の中で市民にわかりやすい言葉に置き換えるよう努めることを提言し、改善可能などころからわかりやすい表現を用いたり、表現を簡潔にしている。

こうした経緯を踏まえつつ、さらなる見直しを進める必要がある。

#### 検討結果

- 具体的に改革すべき点が生じた都度、議員からの提案をもとに検討することを提言する。

第1次の議会改革で、

- ・ 文語調をできる限り現代の話し言葉に置き換える
- ・ 使用する言葉は、できるだけやさしい表現を用いる

- ・ 表現を簡潔にする
  - ・ 話し言葉を意識する等
- 以上を基本に見直しを行ったが、「市民にわかりやすい議会用語」を使用するよう、引き続き改善に努めていくことが必要である。

## (5) 傍聴者を増やすための工夫について

議会は、市民生活に身近な課題への取り組みや、市政の行方を決める大切な場である。現行の制度では、市民の誰もが議会の活動の状況を知るために、議会を傍聴することができるが、実際には傍聴者は少数にとどまっている。傍聴者を増やす工夫をし、議会活動への理解と関心を高めることは大きな課題である。

### 検討結果

- 議員各自が機会あるごとにアイデアを持ち寄り、着手できるところから取り組むことを提言する。

各自治体の取り組みなども参考に検討を行ったが、傍聴者を増加させるためには、イベントやPRによるだけでなく、議会の審議内容の充実を図ることで市民の関心を高めることがより重要であるとの意見があった。

なお、傍聴者を増やすため、以下のようなアイデアが示された。

- ・ 議会開催日には玄関ホール等に「議会開催中」の看板を掲出する。
- ・ 傍聴者に議員及び執行部の座席表を配付し、発言者の氏名等がわかるようにする。
- ・ 傍聴者へのアンケートを実施する。

上記の意見も含め、傍聴者増については実現できるところから取り組み、今後も各議員のアイデアを随時活かしていくことで意見の一致をみた。

## (6) インターネット、CATVによる議会放映について

市民に信頼される議会、開かれた議会を推進するため、また、議会への理解と関心を高めるためには、議会の活動を公開していくことが必要である。

現在、一般質問や議案の審議結果などについては議会ホームページや議会だよりで広報しているが、今後は、CATVによる中継やインターネットによる動画配信、また、録画放映だけでなくライブ中継など即時性の高い情報提供も視野に入れて検討する必要がある。

### 検討結果

- テレビはむらのインターネット配信化にあわせ、議会中継をインターネット配信することを前提に、予算要望をするよう提言する。

市では、現在、後期基本計画を策定中であるが、「テレビはむら」をインターネット配信とし、その中に議会中継も含める方向で検討していると聞いている。

議会中継に要する費用や効率性を考慮すると、議会独自に行うのではなく、テレビはむらを活用し、本会議の中継などを番組に組み入れることが合理的であると考えられることから、テレビはむらのインターネット配信計画にあわせて、議会中継が実現できるよう、市長部局に対し、予算編成の機会に要望していくことを提言する。



### (1) 特別委員会のあり方について

特別委員会は、特定事件を審査するために設置されるものである。羽村市議会では数年来、常設の特別委員会として「羽村市多摩都市モノレール建設促進特別委員会」と「羽村市基地対策特別委員会」の2委員会を設置している。この特別委員会は、現在、特定事件の審査を付託されていないが、市の現状及び将来にとって重要な課題について議会として調査するという役割をもっている。

地方自治を取り巻く状況が大きく変わる中、特別委員会で審査する内容も時代の要請を反映し変化していくことが予想されることから、常設の特別委員会のあり方について検討を行った。

#### 検討結果

- 現行の特別委員会は必要性があることから存続していく。さらに、今後は必要があればその都度新たな委員会を設置していくことを提言する。

### (2) 議会として危機管理体制を整えることについて

議会は市の機関であるが、執行機関ではないため、危機管理についての権能は限定されたものである。しかし、議員は市の特別職であることから、災害時等の危機管理体制における役割分担や位置付けについて定めておく必要があるのではないかとこの観点から検討を行った。

#### 検討結果

- 応急救護やAED等の取扱いに関する講習会の開催を提言する。あわせて、災害・犯罪情報が迅速かつ確実に得られるシステムを構築するよう提言する。

議会は執行機関ではないため、市の危機管理体制の中で具体的な役割分担や位置付けはされていないが、現状では、議員は地域の防災訓練に参加するなどしている。議員も応急救護やAEDの取扱い方法等についての知識や技術を習得することは必要であることから、議員対象の講習会を実施することを提言する。また、災害や犯罪などについての情報を各議員に迅速かつ確実に提供するため、現行のファクシミリや電話による連絡のほかにもメールを活用した連絡方法を検討することを提言する。

### (3) 議会車について

議会として専用車両を保有し、運行管理していく必要性や代替可能性について検討を行った。

#### 検討結果

- 当面は現状のままとし、問題点が生じた時点で改めて審議することを提言する。

議員の公務に伴う送迎には臨機応変に対応することが必要であり、議会として専用車両を保有し、運行管理していくことは必要である。従って、議会車については現状どおりとすることで意見の一致をみた。

## 5. 検討課題の追加について

議会改革検討委員会では、検討課題のみならずそれらに関連した課題についても活発な議論が行われた。そうした中で当初の検討課題には含まれていなかったが、第2次の検討事項として追加する必要があると委員全員の合意を得て、以下の2項目を新たに加えることとなった。この2項目については最終答申で検討結果を報告することとなった。

- 議会スケジュールの全議員へのメール配信について
- 傍聴者へ提供する資料の充実について

## 6. 審議経過、委員名簿

### (審議経過)

回数	開催日	審議内容
第1回	平成17年12月20日	委員会要綱の制定、正副委員長の互選、議長からの諮問等
2回	平成18年1月27日	各党派提案事項の調整、今後の進め方の検討
3回	平成18年2月14日	議会改革のテーマ検討、検討事項の仕分け等
4回	平成18年3月23日	議会改革のテーマ決定、改革検討事項の検討
5回	平成18年4月27日	改革検討事項の検討
6回	平成18年6月21日	改革検討事項の検討
7回	平成18年7月28日	改革検討事項の検討、中間報告の検討
8回	平成18年9月26日	中間報告の検討

### (委員名簿)

(平成18年 月 日現在)

氏名	代表する党派
◎川崎明夫	新政会・市民クラブ
船木良教	〃
中根康雄	〃
濱中俊男	〃
○露木諒一	公明党
石居尚郎	〃
高橋美枝子	日本共産党
馳平耕三	市民ネットワーク「いきいき広場」、羽村21、民主党 自民クラブ

◎委員長    ○副委員長

羽村市議会改革検討委員会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会改革検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、8人の委員をもって組織する。

2 委員は、議会運営委員会委員の選出方法に準じて各会派から選出する。

3 委員の任期は、設置期間とする。ただし、交代は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(議長の出席)

第6条 議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月14日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。